

平成 23 年 9 月定例会（9 月議会）
建設交通委員会提出資料

建設交通部

【所管事項】

○ 建設交通政策課	秋田空港の路線拡充について	1
○ 建設管理課	県発注工事における低入札価格調査基準価格等の見直しについて	3
○ 港湾空港課	能代火力発電所第 2 産業廃棄物最終処分場の建設工程について	5
○ 建築住宅課	中通一丁目地区市街地再開発事業について	7

秋田空港の路線拡充について

平成23年9月15日

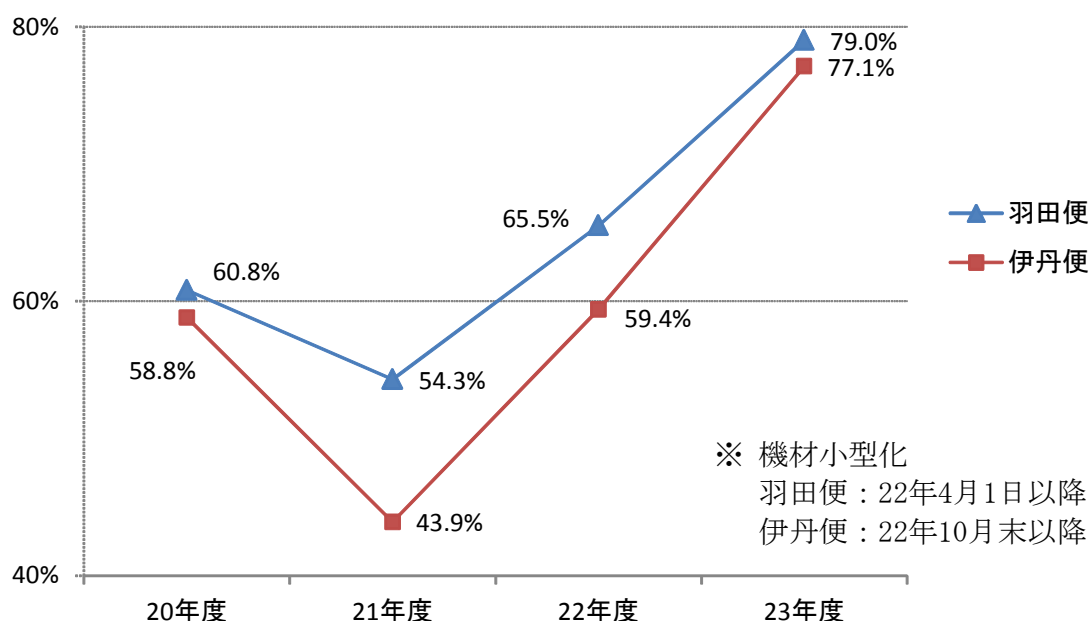
建設交通政策課

全日本空輸、日本航空から10月30日以降の23年度冬ダイヤが公表され、羽田便が7往復から9往復に、伊丹便は全日本空輸の新規就航により3往復から5往復となり、両路線とも過去最高の運航便数となる運びとなった。

県としては、24年度夏ダイヤ以降の運航継続に向け、空港の利便性向上と利用促進に引き続き努めてまいりたい。

1 上向く利用者数と搭乗率

羽田便・伊丹便の搭乗率の推移（4～7月）



○利用者数（4月～7月）

	20年度	21年度	22年度	23年度
羽田便	276,785人	238,768人	242,682人	285,653人
伊丹便	35,089人	40,722人	43,320人	28,295人

2 23年度冬ダイヤにおける路線拡充

(1) 羽田便

	現 行 → 拡充後	区 分	実施時期
A N A	4 往復 → 5 往復	増 便	23年10月30日 ~
J A L	3 往復 → 4 往復	増 便	23年10月30日 ~
計	7 往復 → 9 往復		

(2) 伊丹便

	現 行 → 拡充後	区 分	実施時期
A N A	0 往復 → 2 往復	新規就航	23年12月16日 ~
J A L	3 往復 → 3 往復	—	—
計	3 往復 → 5 往復		

3 24年度夏ダイヤの運航継続に向けて

〈経緯〉

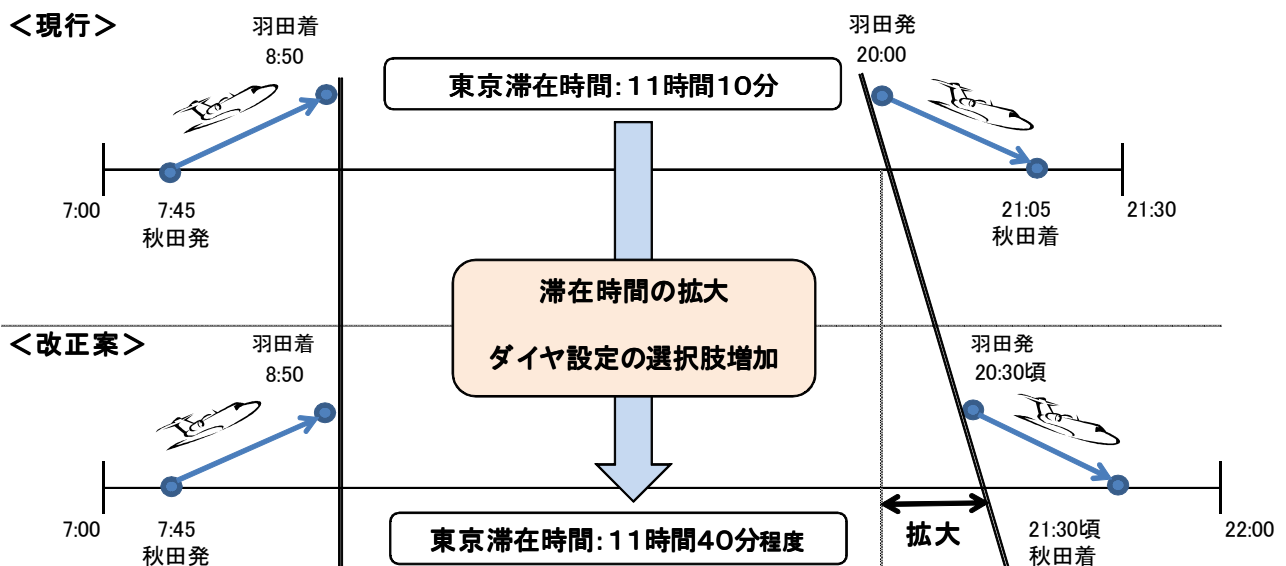
- ・ 羽田空港の機能強化と秋田～羽田線の利用者増を背景に、今年7月に全日空から県に運用時間延長の要望があった。
- ・ 県としては、増便ダイヤによる運航継続と東京滞在時間の拡大を図るため、秋田市、空港周辺の住民等の理解を得ながら延長手続きを進めてまいりたい。

〈運用時間の延長案〉

	現行条例の規定	改正案（要望）
秋田空港運用時間	7：00～21：30	7：00～22：00

※ 羽田発最終便の秋田到着は現在21：05であるが、延長後は30分程度のダイヤ変更が見込まれる。

〈東京滞在時間の拡大（イメージ）〉



〈スケジュール案〉

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 23年8月25日 | 運用時間延長に係る協議を依頼（県→市） |
| 9月1日 | 空港周辺自治会役員へ事前説明（市・県→自治会役員） |
| 9月13、16日 | 空港周辺自治会への説明会開催（市・県→自治会） |
| 12月定例会 | 空港管理条例の改正を提案（県→県議会） |
| | → 議決後、国に空港供用規程の変更認可申請 |
| 24年3月25日～ | 運用時間の延長（H24年度夏ダイヤから） |

県発注工事における低入札価格調査基準価格等の見直しについて

平成23年9月15日
建設管理課

1 見直しの背景

- 低価格入札は、①工事の品質低下、②下請・資材納入業者へのしわ寄せ、③労働条件の悪化、④安全管理の不徹底につながりかねず、地域経済・雇用へ深刻な影響を及ぼすことが懸念される。
- 本県では、平成19年度・20年度に総合的な低入札対策を行っており、その際に低入札価格調査基準価格等（以下「調査基準価格等」という。）については、独自の計算式による基準の改定を行い、適正水準の設定に努めてきたところである。
- 今年4月、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）による見直しが行われ、その計算式により求められる調査基準価格の水準は、本県においても適用することが適切であると判断している。
- さる8月24日に開催された秋田県建設業審議会において、中央公契連の新たな計算式に基づく調査基準価格等の見直しについて、了承されたところである。

2 調査基準価格等の見直し

- 県発注工事における調査基準価格等について、次のとおり見直しを行う。

【現行】

直接工事費×90%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×50%
（ただし、入札比較価格の9／10～7／10を上限・下限額とする。）



【改正後】

直接工事費×95%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×80%＋一般管理費×30%
（ただし、入札比較価格の9／10～7／10を上限・下限額とする。）

- なお、直接工事費と一般管理費の設定水準が改正された結果、これらに基づく調査基準価格等の全体の設定水準は、現行と比較して1～2%程度の引き上げとなる。

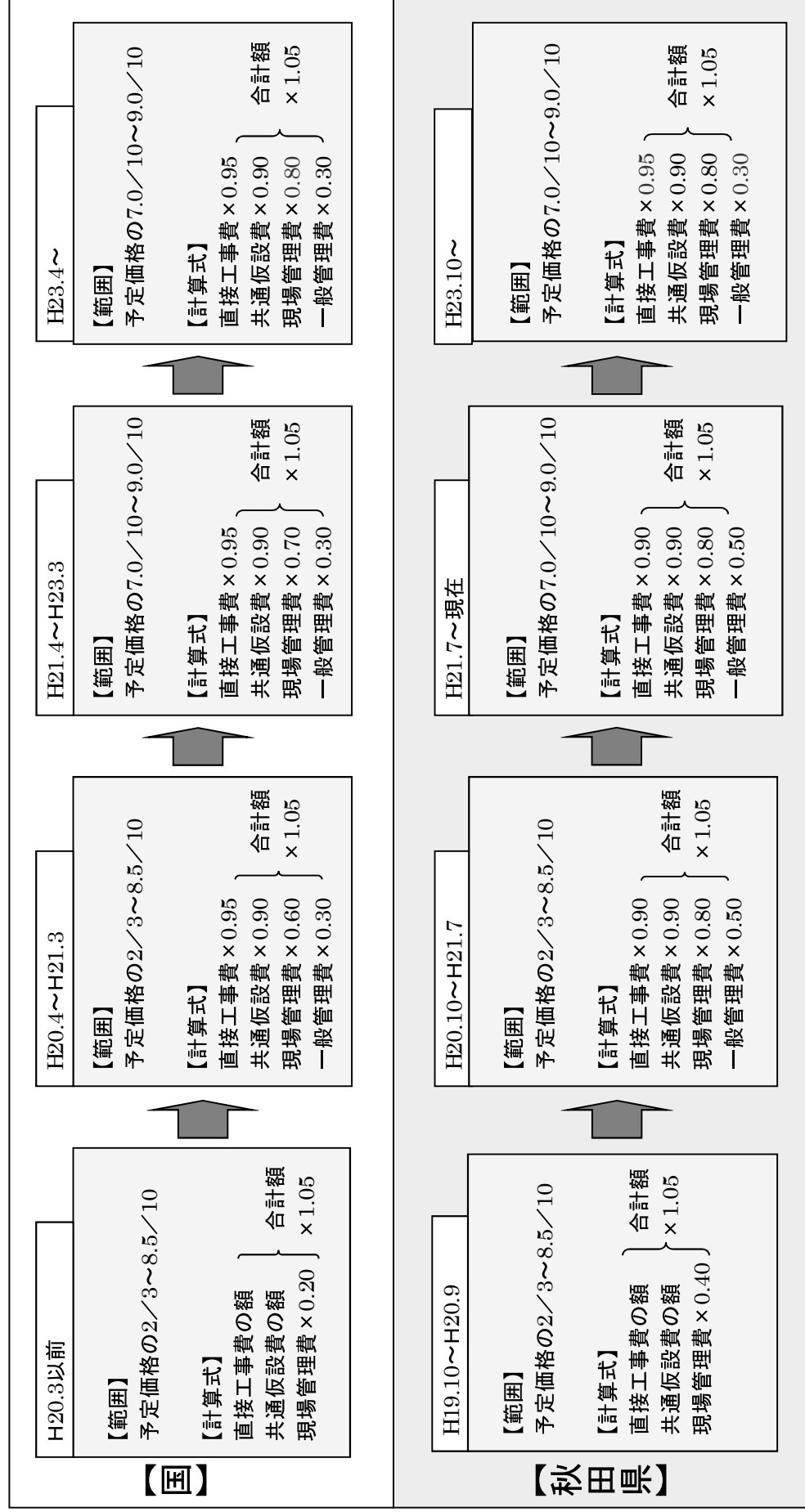
3 実施予定時期

- 平成23年10月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

低入札価格調査基準価格の見直し資料

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、国においては、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した契約が履行されないこととなるおそれがある」と認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格である。



各都道府県においても、中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が「低入札価格調査基準モデル」を改定したことを受け、ダンピング受注を排除する観点から、見直しが求められている。

能代火力発電所第2産業廃棄物最終処分場の建設工程について

平成23年9月15日

港湾空港課

1 経緯

能代火力発電所は、県が建設した第1産業廃棄物最終処分場(約54ha)に、平成5年の発電所運転開始以来、石炭灰の埋立を行っている。

当初は、平成27年度には第1処分場の埋立が完了する見込みであったことから、第2処分場(約24ha)の建設に向け、平成20年度から環境アセスメント調査・設計を進めてきた。

2 東日本大震災による東北電力への影響

大震災により、東北電力は太平洋側の設備を中心に甚大な被害を受け、被災設備の復旧や、緊急電源の確保が最優先の課題となっており、東北電力全体の整備計画の見直しが必要となった。

3 第1処分場の埋立状況

大震災により福島県原町の火力発電所は運転停止中であるため、能代火力の石炭灰を原町火力のリサイクル枠で処理することが可能になり、第1処分場の埋立期間は平成32年度までの5年間延ばすこととなった。

4 第2処分場建設工程の変更

以上の状況を踏まえ、第2処分場の建設着手は、平成25年度に延期し、工事完成は、第1処分場の埋立が完了する平成32年度とする。

建設工程表

項 目		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第1 処分場	埋立														
	H5開始 (免許期間～H32)														
第2 処分場	許可 手続														
	・環境アセスメント調査 ・廃掃法に基づく 処分場設置許可 ・公有水面埋立免許														
	建設 工事														
	護岸工事・遮水工事														
第2 処分場	埋立														
	H28.4開始 → H33.2開始														

※廃掃法: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

H20.9 委員会説明工程	
H23.9 今回変更工程	

位置図



中通一丁目地区市街地再開発事業について

平成23年9月15日
建築住宅課

1 施設建築物建設工事について

(1) 工期の変更

- 再開発組合と清水建設(株)は、東日本大震災による資材調達への影響があったことから、7月19日に工期の変更契約を締結した。
 - ・ 変更前：平成22年12月27日～平成24年3月30日(住宅棟：6月29日まで)
 - ・ 変更後：平成22年12月27日～平成24年6月29日(住宅棟：9月28日まで)

(2) 工事の進捗状況

- 進捗率 約13% (平成23年8月末現在)



2 商業施設のテナントについて

(1) テナント募集の経緯

- 平成22年 8月30日：秋田まちづくり(株)がテナント募集説明会を開催。
- 平成22年12月27日：(株)秋田まるごと市場を含む数社と出店交渉を進めている旨を発表。
- 平成23年 5月17日：(株)秋田まるごと市場が商業施設の大部分を借受けし、店舗運営することで概ね合意したと発表。

(2) 賃貸借に関する基本合意の締結

- 秋田まちづくり(株)は、(株)秋田まるごと市場(大島紳司社長)と賃貸借面積を約770坪(商業床の約7割)とする基本合意を、9月13日に締結した。
- 今後は、店舗配置等の協議を行いながら、平成24年7月上旬の開業を目指すとしている。